

広島県告示第六百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成三十年広島県告示第二百八十一号で認可した竹原都市計画下水道事業竹原公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

竹原市

二 都市計画事業の種類及び名称

竹原都市計画下水道事業竹原公共下水道

三 事業施行期間

平成二年二月八日から令和十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

平成三十年広島県告示第二百八十一号の事業地に、竹原市本町二丁目、本町四丁目、田ノ浦三丁目、竹原町字大王、下野町字須方、字阿此比沖、字上阿此比、字中阿此比、字下阿此比を加え、同事業地のうち、本町三丁目、田ノ浦二丁目地内において事業地を変更する。